

令和4年度八王子市排水設備設置資金融資あっ旋及び利子補給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第2条第8号の規定による処理区域(以下「処理区域」という。)において八王子市下水道条例(昭和41年八王子市条例第9号。以下「条例」という。)第4条第7号に規定する排水設備を設置しようとする者に対し必要な資金確保の措置を講じ、もって下水道への接続を促進するとともに戸別浄化槽の設置を促進することを目的とする。

(融資のあっ旋)

第2条 市長は、排水設備を設置する資金を必要とする者に対し、融資あっ旋に関し市と契約を締結した金融機関(以下「融資機関」という。)に融資をあっ旋し、融資機関に利子相当額の支払い(以下「利子補給」という。)を行うものとする。

(融資あっ旋の対象)

第3条 融資あっ旋の対象となる者は、処理区域にある未接続家屋(店舗、事務所その他居住の用以外の用に供するものを含む。)の所有者又は占有者(当該改造について建築物の所有者の同意を得た場合に限る。)で浄化槽を使用しているものについては公共下水道供用開始後(以下「供用開始後」という。)1年以内、くみ取り便所を使用しているものについては供用開始後3年以内に融資あっ旋の申請をした者とする。

(融資あっ旋の要件)

第4条 排水設備設置資金の融資のあっ旋を受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 八王子都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例に規定する受益者負担金を納期限までに納めていること。
- (3) 償還能力があること。
- (4) 確実な連帯保証人があること。

(融資あっ旋の額)

第5条 排水設備改造の融資のあっ旋額は工事に要する費用の範囲内において1改造工事当たり次の各号に掲げる金額とし、1世帯当たり1件とする。

- (1) くみ取り便所からの改造5万円以上50万円以内。
- (2) 単独浄化槽からの改造5万円以上30万円以内。
- (3) 合併浄化槽からの改造5万円以上20万円以内。

(融資あっ旋の条件)

第6条 融資のあっ旋の条件は次の各号に定めるところによる。

- (1) 利率は、市と融資機関が協議して定める。
- (2) 融資のあっ旋を受けた者は、金融機関の指定する日から毎月1回元金均等(初回又は最終回を除く)の方法により5年以内に償還しなければならない。

(3) その他の条件は融資機関の定めるところによる。

(融資あつ旋の申込み)

第7条 融資のあつ旋を受けようとする者は、排水設備を設置する工事に着手する前に八王子市排水設備設置資金融資あつ旋申込書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 八王子市排水設備工事指定工事店(条例第10条に規定する八王子市排水設備工事指定工事店をいう。以下「指定工事店」という。)が作成した改造工事見積書

(2) 建築物の占有者である場合は、改造工事について当該建築物の所有者の同意書の写し

(3) 個人情報調査の同意書及び事前調査票

(4) その他市長が必要と認める書類

(融資あつ旋の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込みに係る書類の審査を行い、資金の融資をあつ旋することが適当であると認めるときは八王子市排水設備設置資金融資あつ旋決定通知書(第2号様式)。以下「あつ旋決定通知書」という。)により申込者に通知する。

2 市長は、資金の融資のあつ旋をしないことを決定したときはその旨を申込者に通知する。

(融資の時期等)

第9条 あつ旋決定通知書の交付を受けた者は、次の各号に掲げる書類を融資機関に提出し、融資を申し込むものとする。

(1) あつ旋決定通知書

(2) その他融資機関が必要と認める書類

2 融資機関は、しゅん工検査完了後、市長が発行する八王子市排水設備設置工事完了確認通知書(様式第3号)の送付を受けた後、融資を行なうものとする。

(融資の報告)

第10条 融資機関は、前条第2項に規定する融資の実施について八王子市排水設備設置資金融資実施報告書(様式第4号)により市長に報告しなければならない。

(利子補給)

第11条 市長は、融資機関に対して、予算に定める範囲内において融資額に対する利子補給を行う。

2 前項に規定する利子補給は、融資期間内の利息(償還の遅延に係るものを除く。)についてのみとし、償還期限経過後については、行わないものとする。

3 融資機関は、毎年3月から8月の約定返済日まで及び9月から翌年2月の約定返済日までの利子の額を毎年8月末日、2月末日に取りまとめ、利子補給請求書(様式第5号)により、市長に請求しなければならない。

4 市長は、前項の規定により請求があった利子補給について適当と認めるときは、利子補給決定通知書(様式第6号)により融資機関に交付する。

(融資あっ旋の取消し)

第12条 市長は、融資のあっ旋を受けた者又は第8条の規定によりあっ旋決定通知書の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は当該融資金を返還させ、又は当該あっ旋の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の方法によって融資のあっ旋を受け、又はあっ旋決定通知書の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が融資のあっ旋が不相当と認めたとき。

(特例)

第13条 第1条の規定に係らず八王子市公共下水道認可区域外からの八王子市公共下水道利用に係る取扱要綱第4条の規定により物件設置許可書の交付を受けた者で、排水設備を設置しようとする者は、融資あっ旋の対象者とみなし、この要綱を適用する。

(工事の施行)

第14条 この融資金による工事は市内の指定工事店により施行し、融資金を当該工事以外の用途に使用してはならない。

2 特別な事情により市外の指定工事店で施行する場合には理由書(様式第7号)を提出しなければならない。

(戸別浄化槽の設置)

第15条 八王子市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例(平成16年八王子市条例第17号)で規定する戸別浄化槽(以下「戸別浄化槽」という。)を設置し、排水施設を設置しようとする者についてについて次の各号のいずれかに該当する場合はこの要綱を適用する。

- (1) 平成23年8月11日までに戸別浄化槽設置の申し込みを行ったもの
 - (2) 戸別浄化槽によりし尿等の処理を行おうとする区域に新たに家屋を所有したもの
- 2 前項を適用する場合第4条2号に規定する「受益者負担金」は八王子市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例に規定する「分担金」に読み替える。

3 第14条に規定する工事の施行については八王子市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例施行規則(平成16年八王子市規則第25号)第13条に規定する浄化槽工事業者による施行を認める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。